

### 第3回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会会議録

開催日時 平成20年8月27日(水)午前10時00分から12時00分

場 所 長野市役所第二庁舎10階 会議室18

出席委員 岡野会長・海野副会長・坂本委員・竹元委員・日野委員  
町田委員・松本委員・宮下委員・脇坂委員 (以上9名)

出席事務局職員

下條保健福祉部長・篠原教育次長

【児童福祉課】 小池課長補佐

【生涯学習課(放課後子どもプラン推進室)】

西沢課長・北原室長・横田係長

1 開 会

2 保健福祉部長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議事

児童館・児童センター等の利用料について

<事務局から説明>

委 員 この事業は市単独による事業ですよ。保育事業のように厚生労働省でやりなさいというものとは違いますよね。

事務局 児童福祉法では、市町村は放課後児童健全育成事業を行うことができるということで、「できる」規定となっております。実際には行っていない市町村もあります。その中には民設民営ということで民間が全て行っているというところもあります。長野市においては今のところは全て市が実施をしております。それと、この事業を実施する上では、厚生労働省の補助金があります。一方、放課後子どもプランは全児童対策で文部科学省の補助金の対象となります。これは法律で定められているのもではなく、国が推奨しているものです。今までは放課後子ども教室ということで、市内では去年は6か所実施し、補助をいただいております。

委 員 行政改革審議会の答申では50パーセントの受益者負担ということでしたが、その根拠を教えてください。

事務局 前回の資料にあります「行政サービスの利用者の負担に関する基準」をご覧ください。いただければ分かるかと思いますが、その中の別表、「サービスの類型による

位置付け」という表をご覧ください。縦軸に公益性、横軸に義務的か裁量的かどうかということで、行政改革審議会では児童館・児童センターは3-Cというほぼ中間的な位置付けをし、受益者負担は50パーセントが適当ではないかということで結論付けられております。ただ、今回の会議においては、まず利用料を徴収するのかもしれないのかという方向性をお決めいただいて、徴収することになりますと、次回以降に負担率等、踏み込んで議論していただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員 利用料は、サービスが本当に必要な人であれば抵抗はないと思います。また、延長料金も払ってもよいのでサービスを受けたいという方はたくさんいると思いますので、料金は徴収してもよいと思います。ただ、放課後子どもプランの場合は留守家庭だけではないので、利用料を徴収すると利用する人が減ると思います。市として放課後子どもプランを推進していくのであれば、その辺も考慮したほうがよいのではないかと思います。

委員 私のいる児童館では12パーセントが一人親家庭です。一人で子どもの面倒を見るということは大変なことだと日ごろから感じています。もし、有料化に踏み切った場合には、そういう家庭の方は恐らく児童館に通わせられないのではないかと思います。福祉といいながら、お金が無かったら通わせられない、先程の受益者負担50パーセントにも関係してきますが、ここは慎重に審議していかなければならないと思います。お金がある人は問題ないでしょうが、もし、お金が払えなくて児童館に預けられないとしたら、子どもの安全・安心というものは保たれるのだろうか、私は今の立場として申し上げました。

会長 12パーセントぐらいが母子・父子家庭ですか。希望児童はどのぐらいですか。

委員 これは私のいる児童館ということですが、希望者は180名ぐらいいて、そのうち留守家庭が対象ということですので140名ぐらいの児童が登録をしています。留守家庭でない方はお断りをしています。

会長 140名ですか。規模としては大きいほうですかね。

委員 市内では2番目ぐらいだと思います。

事務局 12パーセントというのは、就学援助の対象者ですか。

委員 いいえ。母子・父子家庭です。

事務局 生活保護世帯で児童館・児童センターに入っている児童は100人未満です。それらを含めて付加の部分、減免制度・延長料金制は考えていかなければならないのではという提案をさせていただいてあるということですが、そのために利用料を全額負担するか否かということをご皆さんでこれから議論してほしいと思っております。

委員 私は保育園の関係の者ですが、保育園の受け入れというのは「保育に欠ける」というのが一番の大前提です。母子家庭や生活保護の関係については減免をさせていただいておりますし、第2子、3子目というのも減免をさせていただいております。子どもが昼間、親から離れている家庭に限って入所させているわけですよ。それでその家庭の所得によって保育料が決定しています。児童館も保育園の延長的なものもあるのではないかと思います。ですので、利用料ということになれば、ボランティアでない限り、ましてや市の事業として行っているということであれば、利用したものは料金を支払うというのが根本的な考え方ではないかと思います。また、有料になって利用者が減るとということもあるかと思いますが、それは保育に欠けていないということになるかと思っております。

事務局 児童クラブについては、利用者の皆様のご要望のように開館時間の延長等をしていきたいところですが、それぞれ地区の運営委員会の考え方もありまして、その辺がネックになっており、申し訳ございません。今後については、長野市版放課後子どもプランということで一律にさせていただきたいと考えております。運営委員会にも積極的に参加させていただき、それぞれの学区の児童にとってどのような形が一番望ましいのかを保護者の皆様を含めた中でお話をさせていただき、開館時間等を決めさせていただくつもりですので、よろしく願いいたします。それから先程ご意見がありました、有料となった場合は利用者が減るのではないかとということですが、放課後子どもプランは、今まで児童館・児童センターで実施してきた放課後児童健全育成事業、これはそのまま継続して実施をしていきますが、その他に留守家庭でない希望児童も対象に受け入れをしていくものです。これについては、例えば、習い事や塾などありますが、それらと同じく選択肢の一つということで、昔でいう「原っぱの代わり」というように考えております。昔は学校が終わって原っぱに行けば上級生がいて、野球を教わったりだとか、遊びの中で上下関係を学んだりとかしていたものですが、昨今は、そういった事があまりできなくなってきた

いますので、一番安全な学校にその場所を設け、児童に生活の場を提供していただくというのがプランの趣旨であります。ですので、必ずしも全員が参加してくださいというものではありませんので、よろしくお願いします。

委員 私の子どもは児童館を利用してはいませんが、公平性という観点からも利用料は徴収するべきだと思います。金額はおやつ代とあわせて例えば6,000円ぐらいになったとすると、子どもが2人いると12,000円になり、ちょっと大変かなとも思いますが、減免などで対応すればよいのではないかと思います。でも、塾などに通わせていると週5,000円から7,000円ぐらいはかかります。それをほぼ毎日預けられて、夏休みも利用できて、そう考えればそれほど大変なことではないのかなとも思います。利用する、しないはその家庭の判断ですので、利用料は徴収することに賛成です。

会長 おやつというのは給食ということと考えると、それ以外に若干のご負担をしていただくということで、それも全額ではなく、何割かということですね。以前3,000円ぐらいという具体的な数字もあがっておりますが、保育料と比べても随分安い金額ですね。確かに、放課後だけということで、保育園よりは時間としては短いわけですがね。今までが無料ということですので、それが有料となるとハードルが高いとは思いますが、これだけ、子どもが安心・安全に過ごせて、宿題もできますし、異年齢の交流もできますので、それで3,000円ぐらいでしたら、金額としては安いのではないかと思います。

委員 安心・安全ということも一つにはありますよね。その他にも、児童館では子どもの自立心とか、協調性とかを育てていくために、いろいろな場と機会を与えていくということで創意工夫しながら毎日努めておりますので、そういうこともご理解をいただく必要があるのではないかと思います。私は金額の程度という問題はありますが、有料化ということは必要な時期に来ているのだらうと思います。それから、登録児童は受け入れをしておりますが、登録をしていない任意児童という児童がおりまして、私の施設では20人程おりますが、有料となるとこの児童はどうなるのでしょうか。

会長 それは希望児童として登録するのでしょうか。おやつ時間はその場をちょっと離れるのでしょうか。

委員 そういう話を聞いたことがあります。私の子どもの通学区の児童館では児童館には登録していないが「遊びに来てもいいんだよ」と言われるんですが、で

も、行きづらいんですよ。登録児童は下駄箱もあってカバンを置く場所もあって。おやつのは「あなたたちは、こちらで遊んでいなさい」と言われているような状況だと聞いたことがあります。

委員 現状は、登録していない児童はおやつ代を払っていないので、そういう対応になってしまいます。その家庭は、登録を希望したけれど希望者が多すぎて登録できなかった、でも、両親が共働きなので預かってほしいということですので、そういう対応しかできないというのが原状です。そういう児童は市内でもかなりいるのではないかと思います、有料化になった場合、その児童はどうなるのでしょうか。

会長 それは希望児童という位置付けでしょうね。

委員 子どもプラザの方に行くということになるのでしょうかね。

事務局 市では、登録児童と一般児童という区分をさせていただいております。市内の今年の4月から7月の4か月間の登録児童と一般児童の利用状況のデータがありますが、4月の平日の1日平均は児童館・児童センターの場合、登録児童が3,875人、一般児童は99人という結果でした。先程委員さんから留守家庭で登録を希望したが登録できなかったので仕方がなくそういう形をとっているというお話があり、そういう児童はどうしていくのかというご質問がありましたが、児童館・児童センターでは登録する際には親の就労証明を提出していただいております。これが厳密な就労証明が取ればいいんですが、例えば、午後4時まで働いているから就労証明が取れ、登録したとしても、実際には学校が終わって帰るころには親が家にいるという児童が登録している例もあると聞きます。就労証明が提出されると、受け入れせざるを得ないというのが現状であります。従って、そういった児童を受け入れていくのは、一つの方法として学校内の子どもプラザということになりますが、これもそれぞれの学校の状況もありますので、我々もその地区にあった運営方法を地区の方と一緒に考えながら、放課後子どもプランを推進していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員 すぐにプラザが設置できればいいですよ。しかし、できない場合、有料化になったときに一般児童は受け入れません、というような対応をせざるを得ないということで、以前、館長会でも話題になりましたが、どうすればよいのでしょうかね。

会 長 地域の実情に応じてといえば確かに聞いたところはきれいでしょうけれど、現状は様々だということがよく分かりました。一つ気になったところがありますが、保険はどうなっているのでしょうか。

事務局 保険は個人としては掛けておりませんが、館として加入しております。ですので、館の中での事故等については、保険の対象となります。

会 長 そうすると、保険料も受益者は負担していないということですね。

事務局 そのとおりです。

会 長 親の養育義務や養育責任という根本的な意識の変化があると思うんですが、午後 6 時まででは権利として預けていいのだから、仕事が早く終わったけれど 6 時まで預けておこう、というような考えもあるのかもしれませんが、この辺についてどうですか。

委 員 何か保護者としての考え方がしっかりしたものがないような気がします。子どもが友達が行っているから僕も行くというような、そういう軽い意識で公の施設を利用するというのは個人的には果たしてどういうものかと思います。そういうものをどうするのかという線の引き方は難しいかもしれませんが、登録児童については有料化ということにさせていただいて、一般児童についてはどのようにしていったらいいのかということを考えていけばいいと思います。

委 員 私の児童館では、お母さんが 4 時半に家に帰ってきているのに、6 時まで預かるのはおかしいではないかということで、申し込みの時に個々に確認をしております。ただし、1 年生は優先的に全員をお預かりしましょうということですのでしております。それから、職員の勤務についてですが、児童館は午後 6 時までということになっておりますが、それまでに迎えに来られないお母さんが毎日のようにいます。6 時 15 分であったり、この前は 7 時までということもありました。その間、職員は皆残っているわけですが、その分の給料は出ておりません。そういう状況の中で私たちはやっているのだから、こういうこともご理解をいただきたいと思います。有料化になって開館時間延長となった場合、職員の手当の問題も出てきますので、この件については、またその時にお話させていただきます。

会 長 職員はその間、全くの善意で仕事をしているということですか。

委 員 そのとおりです。

委 員 放課後子どもプランが始まり希望者は誰でも利用できる地区と、児童クラブしかなく本当は利用したいけれど審査に落ちて入れない地区があります。この地域格差が同じ市民として税金を払っているのに不公平だと審査に落ちた保護者は思っています。私の地区も希望者が多いため、かなり審査が厳しくなっていますので、この放課後子どもプランにとても期待をしているんですが、いつ自分の地区で実施してもらえるのか分からない状態です。ですので、プランが実施されている地区が非常にうらやましく感じられます。私の子どもは上が3年生で下が今度入学するんですが、私の地区の児童クラブでは兄弟関係で制限があり、上の子が今度4年生になるので保護者扱いとなり下の子が入れなかったんですね。来年の夏休みは上の子に任せなければならなくなります。地区によって希望者が全員利用できる場所とそうでない場所がありますので、有料化にするにはそういう地域格差を無くさないかと保護者にはなかなか理解が得られにくいのではないかと思います。

会 長 地域によって格差があるということですね。最近、都市部などの不動産情報では 校区です、というのがあって、人気のある校区のマンションが広告に出ているんですよ。

委 員 今は、自分の地域はどうなのかという公平感みたいなものが非常に強くなっていますね。

委 員 私の子どもは湯谷小学校です。隣接する小学校は浅川小学校で、浅川小学校にも通えるんですよ。浅川小学校には子どもプラザもあって、立派な児童センターもあって、一方、湯谷小学校は児童センターが古くてということになると、浅川小学校に比較的近い家の人達はかなり浅川小学校に、しかも児童数が少ないので先生が一人当たりで見てもらえる子どもの数も全然違うんですよ。湯谷小学校は、1クラス減りはしましたが教室が足りないというような状況です。手厚い学校区に行こうか迷っている方がたくさんいると聞きました。私も来年下の子が児童館に入れなかったら本当に浅川小学校に通わせようかなと思ったりします。どうして浅川小学校はそういうことができ湯谷小学校にはできないのか、湯谷小学校は3年生すら入れない状況で、3年生の子どもが1年生の子どもを児童センターから連れて帰っていく光景を見ますが、とて

も負担ではないかなと思います。

委員 私の子どもは上が6年生で下が年長ですが、兄が下の子どもを連れて学校へラジオ体操に行くだけでも大変です。それを考えると児童センターから下の子を連れて帰り、親が仕事から帰るまで家で面倒を見ているというのはもっと大変なことだと思います。ですので、それぞれの学校区を平等にしていくことが大事だと思います。

会長 市の計画では、将来的には54の小学校区で放課後子どもプランを実施するということですね。将来的というのが時間的にどのくらいという問題はありませんが。

事務局 保護者の声を聞きながら実施していきたいと思いますが、全校区に広める前に、今、本当に困っている学校区を何とかしたいと考えております。特にそういう校区についてはなるべく早い時期にプランに移行したいという思いでありますので、ご理解をお願いします。

会長 希望者が多い児童館を2つに分けるとかはできないのでしょうか。

事務局 児童館・児童センターを新たに建設するという考えは今のところありません。学校施設を利用した形で対応していきたいと思っています。そうは言っても、大規模学校には余裕教室などありませんので、特別教室ですとか、体育館などを活動の場所として利用できないかどうか調査・研究しながら、1日でも早く過密状態となっている児童館・児童センターの対応をしていきたいと考えております。

会長 小泉元首相が、就学前の待機児童ゼロ計画などと言っておりましたが、就学後の児童についても待機児童がいる地域、それもかなり深刻な地域もあるし、地域間のばらつきがあるということですね。

委員 これは就学前のことですが、長野市の場合は待機児童はゼロということですが、やはり、地域的なものがあると思いますので、市の担当課で上手に振り分けていただいて、まんべんなくお子さんが園に入れるような施策をとっていただくのが大事であると思います。

会長 みなさんいろいろと検討していただきましたが、方向性としては、利用料は



有りか無しかという有り、有りは時代のすう勢から仕方がなかりと、それで、原則として金額は一律とし、子どもの家庭の状況に応じて減免をすとか、時間延長などに関しては実際の運用のところで付加を考るということになりましようかね。金額など詳細については、次回以降ということで、方向性としては利用料をご負担いただくということでよいでしょうか。

委員 私の子童館では、保護者と有料化について話す機会がありますが、市としては保護者に説明する機会を設ける考があるのかお聞かせください。

事務局 有料化については現在、社会福祉審議会に諮問しておりますので、答申をいただいた後、市としての方向性を出し、その後、保護者などに対して説明していきたいと考えております。

事務局 社会福祉審議会にはいろいろな分科会があります。それで社会福祉審議会に諮問されたものは、分科会へ付託をするという形になっており、審議会の申し合わせによりますと、分科会での結論は尊重します、ということになっております。従って、審議会に分科会の結論を報告するとそれが最終案ということになっております。形とすれば審議会から市長へ答申するということになっていますが、分科会での結論が答申案だと思っておりますので、その辺で、早目に保護者の皆様に説明をしていったほうがよいのだらうと思ひます。ただ、有料になりますよ、とだけ言っても、料金まで説明していかないと説明したことになりませんので、分科会での料金の関係の審議がいつごろ終了して結論がでるのかということによりますが、その辺から順次説明に入っていけるのかなと思ひます。

## 5 その他

ながの子育て応援カード事業について

<事務局から説明>

会長 協賛店は子どもに関係する業種なんでしょうか。

事務局 子育て応援という名前からそう思われがちですが、子育て世帯を支援するというものですので、業種は全く問いません。

会長 サービスする内容はそれぞれのお店が決めていいんですよ。

事務局 はい、そうです。今、登録いただいている中では、商品など5パーセント割引というのが一番多くあります。あとは、入会金無料とか金額に関係ないところでは授乳やおむつ交換の場所を提供するといったサービスもあります。

会 長 今後、どう展開されていくのか注目したいところですね。それから、このカードは一度発行されると18歳まで使えるのですか。

事務局 事業期間は、この10月1日から平成23年3月31日までになります。その後の継続等については、事業効果など見極めながら検討していくということでこの期間を設けさせていただきました。

会 長 全体を通して質問等ございませんか。なければ以上で議事を終了とします。

以上